

審議資料 No.2-2

令和2年3月23日
第2回市総合計画審議会
総務企画部政策担当

遠野市国土強靱化地域計画（案）について

令和2年3月23日
総務企画部政策担当

1 国土強靱化とは

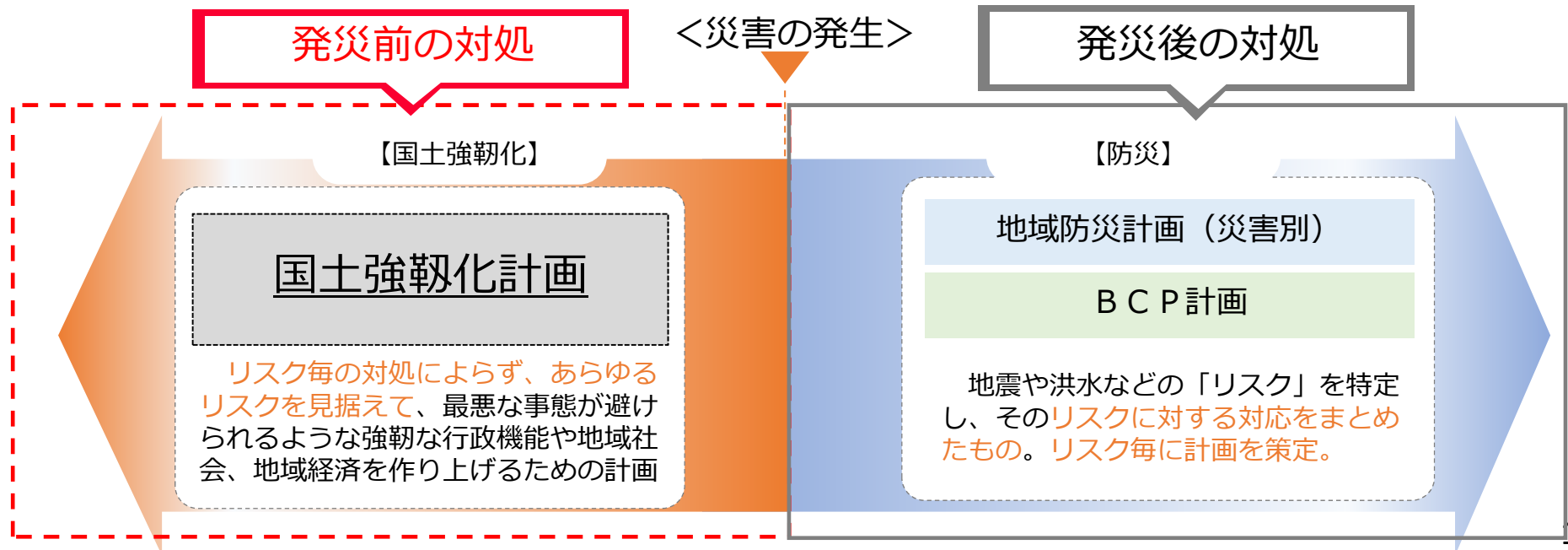
(1) 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

大規模自然災害への計画的な備えとなる体制（施策）整備を推進



(2) 「国土強靱化」と「防災」の比較



2 国土強靱化基本法と国土強靱化地域計画

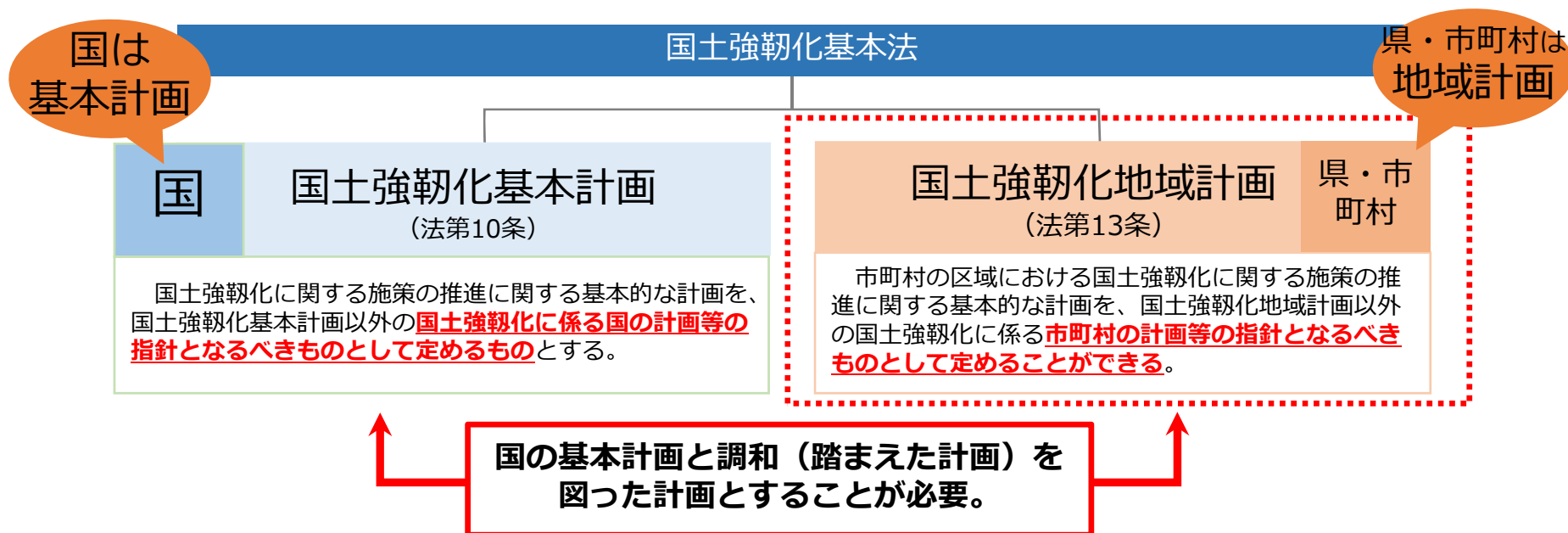
(1) 根拠法

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
(平成25年法律第95号)

通称：**国土強靱化基本法**

(2) 国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有する。



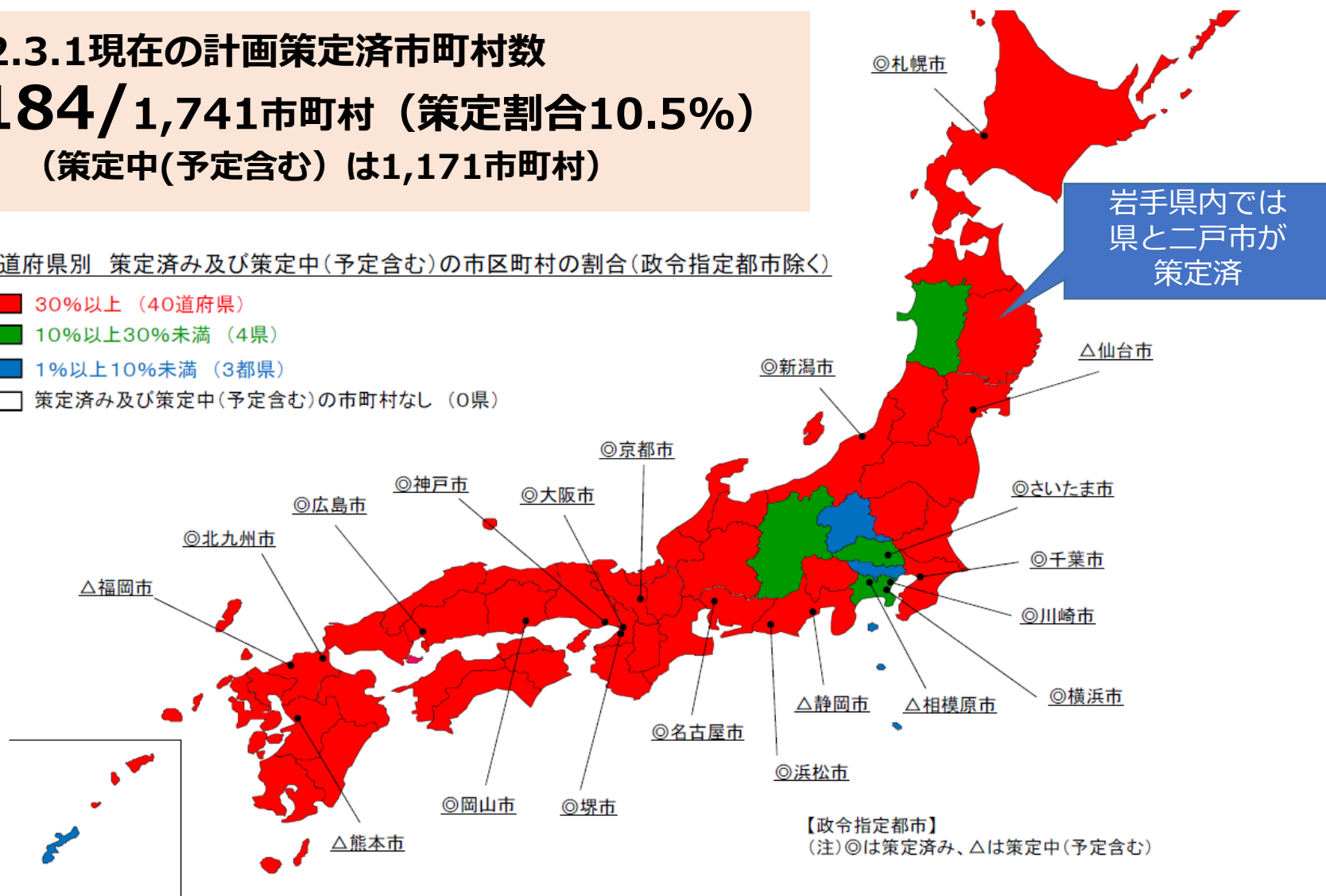
3 国土強靱化地域計画の策定状況

R2.3.1現在の計画策定済市町村数

184/1,741市町村（策定割合10.5%）
 （策定中(予定含む）は1,171市町村）

都道府県別 策定済み及び策定中(予定含む)の市区町村の割合(政令指定都市除く)

- 30%以上（40道府県）
- 10%以上30%未満（4県）
- 1%以上10%未満（3都県）
- 策定済み及び策定中(予定含む)の市町村なし（0県）

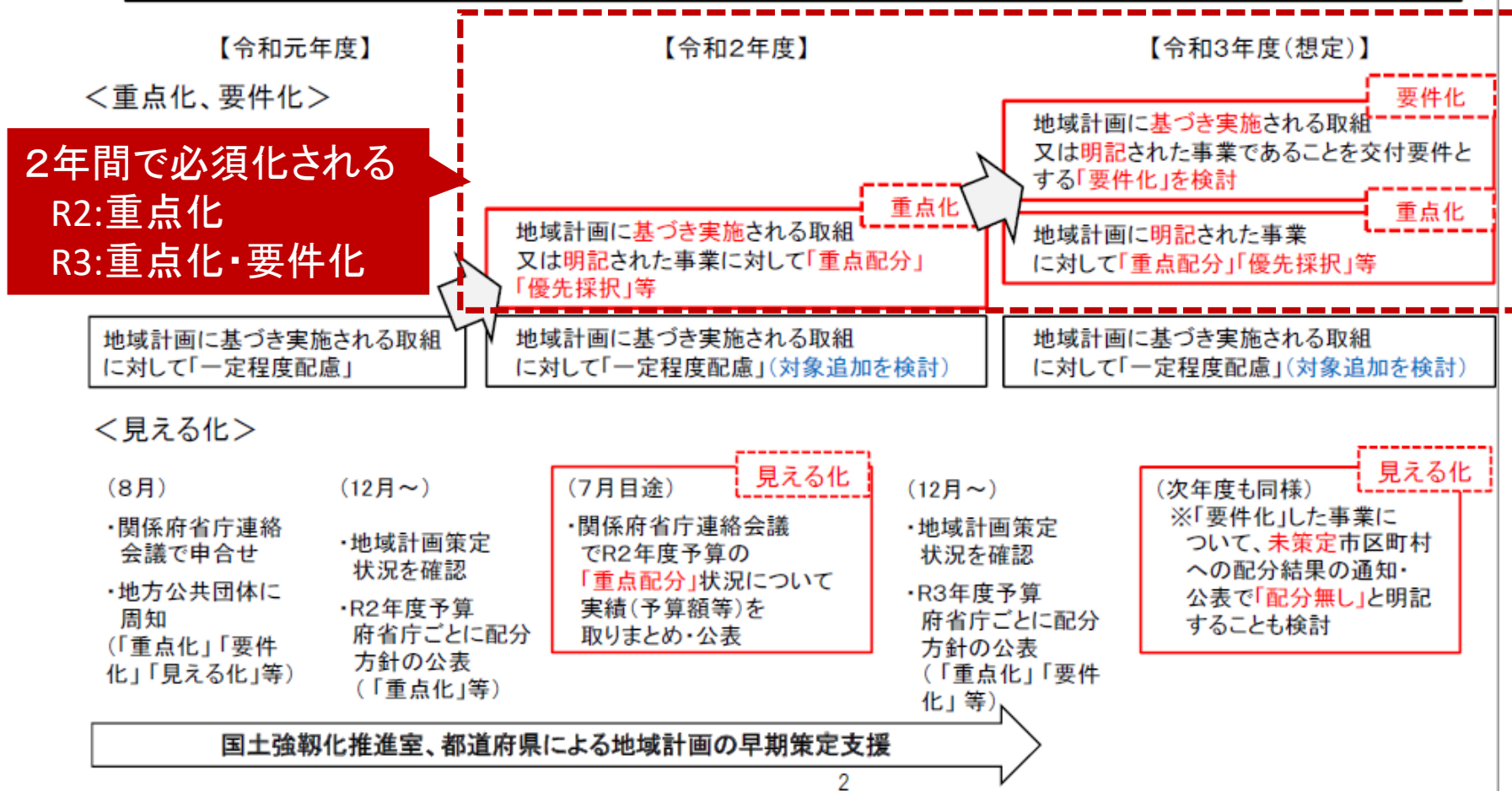


4 補助金等への重点化・要件化・見える化への流れ

(参考)国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」(イメージ)

国土強靱化

地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対して、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等により、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進



5 遠野市国土強靱化地域計画の策定経緯

(1) 推進本部会議

月日	名称	内容
12/9	第1回推進本部会議	<ul style="list-style-type: none">・ 遠野市国土強靱化推進本部の設置について・ 遠野市国土強靱化地域計画の策定について・ その他
1/27	第2回推進本部会議	遠野市国土強靱化地域計画の中間策定状況について
3/15	第3回推進本部会議	遠野市国土強靱化地域計画（案）について

(2) 策定チーム会議

月日	名称	内容
12/13	第1回策定チーム会議	<ul style="list-style-type: none">・ 遠野市国土強靱化推進本部及び策定チームの設置について・ 国土強靱化計画について・ 遠野市国土強靱化地域計画の策定手順について
12/13～12/27	チーム員個別作業	各分野別のリスクシナリオ、施策の洗い出し
1/9～1/15	チーム員個別作業	各分野別のリスクシナリオ、施策の見直し
2/4	第2回策定チーム会議	遠野市国土強靱化地域計画の全体構成、各施策（分野別）検討
2/6～2/17	チーム員個別作業	<ul style="list-style-type: none">・ 各分野別のリスクシナリオ、施策の見直し・ 重点施策の選定
2/28～3/6	チーム員個別作業	計画書案第1回校正
3/10～13	チーム員個別作業	計画書案第2回校正

6 計画策定の趣旨（概略）

（1）計画策定の目的

平成23年3月に発生した「東日本大震災」及び平成28年8月に発生した「台風第10号」など、想定外ともいえる大規模自然被害が発生している現状である。

このことから、**国の「国土強靱化基本法」及び岩手県の「国土強靱化地域計画」との調和を図り**ながら、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わさない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、**安心・安全な地域社会の構築に向け、「遠野市国土強靱化地域計画」を策定**する。

（2）計画の位置づけ

「遠野市国土強靱化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき（平成25年法律第95号）策定する計画で、**本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画**である。

県の地域計画が、本市を含む県全体を網羅した総合的な地域計画であることから、**県の地域計画との調和を保ちながら、市の最上位計画である「遠野市総合計画」や、災害対策基本法に基づく「遠野市地域防災計画」、更には「遠野スタイル 創造・発展総合戦略」など、各種計画の指針**とする。

（3）計画期間

県計画に併せて令和7年度までとする。（基本5年初回のみ6年）

7 基本的な考え方

(1) 基本目標

1	人命の保護が最大限図られること
2	市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
4	迅速な復旧・復興を可能にすること

(2) 事前にそなえるべき目標

1	人命の保護が最大限図られること
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3	必要不可欠な行政機能を維持すること
4	地域経済システムを機能不全に陥らせないこと
5	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること
6	制御不能な二次災害を発生させないこと
7	地域社会・経済を迅速に再建・回復すること

(3) 基本的な方針

4つの基本的な方針を踏まえて計画を策定

基本的な方針	内容
強靱化に向けた取組姿勢	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災や人口減少問題などあらゆる側面から検討を行う。・本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。
適切な施策の組合せ	<ul style="list-style-type: none">・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。・民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組を進める。・非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう取組を進める。
効率的な施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・人口減少、少子・高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図る。・既存の社会資本を有効活用することにより、費用の縮減を図りつつ効率的に施策を推進する。
本市の特性に応じた施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・「第二次遠野市総合計画」及び「遠野スタイル 創造・発展総合戦略」との調和を図り、本市の地理的特性を踏まえて推進する。

(4) SDGsの推進

「起きてならない最悪の事態」及び「施策分野ごとの対応方策」において、SDGsが掲げる17の持続可能な開発目標に関連付け、施策の展開を図っていく。

8 地域特性と想定するリスク

(1) 対象とする自然災害

市内での発生が予測される、「地震」「風水害・土砂災害・豪雨災害」「雪害」を設定。

	自然災害	想定する過去の主な災害
1	地震	■ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（H23.3.11） 【規模等】 マグニチュード 9.0、最大震度 7 【被害状況】 建物損壊、道路損壊、上下水道損壊、燃料供給停滞 被害総額 32億円
2	風水害・土砂災害 ・豪雨災害	■ 台風10号（H28.8.30～31） 【規模等】 総雨量は276.0mm（六角牛） 【被害状況】 被害総23億3,300万円
3	雪害	■ 豪雪災害（S38.1.6）最大積雪 3m 【被害状況】 死者数:11人・土木（道路）被害：87箇所 ※岩手県国土強靱化地域計画の対象とする自然災害から引用

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

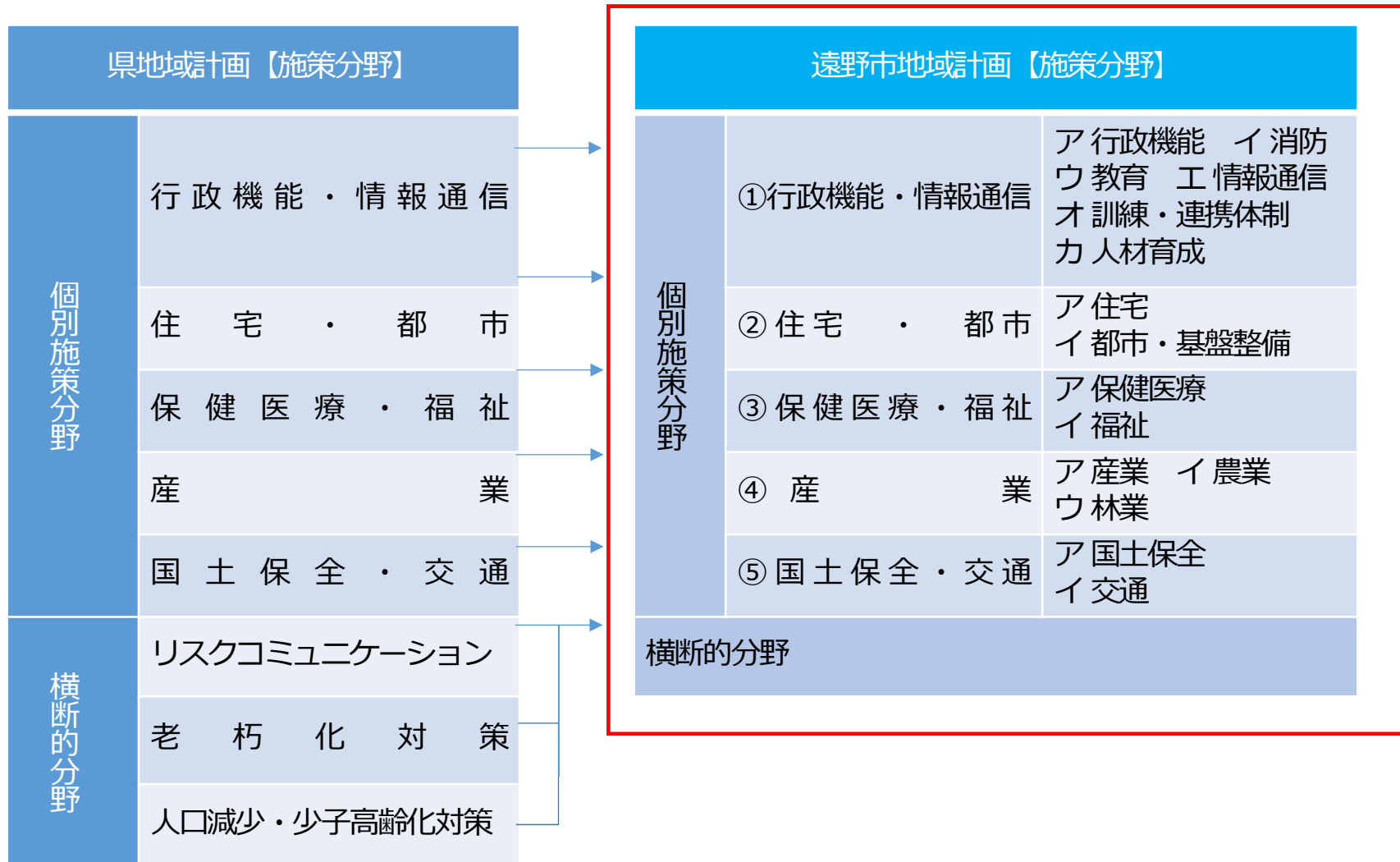
事前に備えるべき目標で設定した7つの目標ごとに、本市の地域特性及び国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、以下の23項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

目標1 人命の保護が最大限図られること	
1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
2-5	被災地における感染症等の大規模発生
2-6	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
目標3 必要不可欠な行政機能を維持すること	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせないこと	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
4-2	食料等の安定供給の停滞
4-3	地域交通ネットワークの機能停止
目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること	
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止
5-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
目標6 制御不能な二次災害を発生させないこと	
6-1	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標7 地域社会・経済を迅速に再建・回復すること	
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

県計画における個別施策分野及び横断的分野を参考に、遠野市地域防災計画、第2次遠野市総合計画及び遠野スタイル創造・発展総合戦略の施策分野を勘案し、5つの施策分野と横断分野による6つの分野を設定した。



(4) リスクシナリオに対する対応方策

23の「起きてはならない最悪の事態」別に、131の対応方策（重複34施策あり）を計画している。

目標 1	人命の保護が最大限図られること	行政機能・ 情報通信	住宅・都市	保健医療 ・福祉	産業	国土保全・ 交通	横断的施策	計
1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	3	5	5			4	15
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	2		1		3	2	8
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	1		1		2	3	7
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1				1	1	3
1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	6		1	1		1	9
目標 2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること							
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	4	1	1		1	2	8
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2		1			2	5
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	2					2	4
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺			14			3	17
2-5	被災地における感染症等の大規模発生	1		2				3
2-6	災害救助における活動拠点、資機材等の不足	2		2			1	5
目標 3	必要不可欠な行政機能を維持すること							
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	6						6

目標 4 地域経済システムを機能不全に陥らせないこと		行政機能・ 情報通信	住宅・都市	保健医療 ・福祉	産業	国土保全・ 交通	横断的施策	計
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	1				3	1	5
4-2	食料等の安定供給の停滞						2	2
4-3	地域交通ネットワークの機能停止					1		1
目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること								
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				1			1
5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止		2					2
5-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止						3	3
目標 6 制御不能な二次災害を発生させないこと								
6-1	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生						2	2
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				3	3		6
目標 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復すること								
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		1			1		2
7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5	1	1	1			8
7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	4			2			6
計		40	10	29	8	15	29	131

(5) 施策の体系

5つの施策分野と横断分野の6つの区分により、ソフト69事業、ハード28事業を計画している。

分野		ソフト	ハード	計
① 行政機能 ・情報通信	ア 行政機能	4	1	5
	イ 消防	13	2	15
	ウ 教育	3	2	5
	エ 情報通信		3	3
	オ 訓練・連携体制	3		3
	カ 人材育成	4		4
② 住宅・都市	ア 住宅	1	3	4
	イ 都市・基盤整備	3	4	7
③ 保健医療・福祉	ア 保健医療	7		7
	イ 福祉	15	2	17
④ 産業	ア 産業	3	2	5
	イ 農業	2	1	3
	ウ 林業	2		2
⑤ 国土保全・交通	ア 国土保全	4	5	9
	イ 交通	1		1
⑥ 横断的分野		4	3	7
合計		69	28	97

9 重点施策

(1) 重点施策の選定

施策分野ごとに取りまとめた施策の中から、①影響の大きさ、②緊急度、③進捗状況、④平時の活用の4つの視点から点数化を行い、重点施策を選定した。

区分	選定ポイント
① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

分野		ソフト	ハード	計
① 行政機能 ・情報通信	ア 行政機能	1		1
	イ 消防	4	3	7
	ウ 教育	—	—	—
	エ 情報通信		3	3
	オ 訓練・連携体制	1		1
	カ 人材育成	1		1
② 住宅・都市		1	2	3
③ 保健医療・福祉		1	1	2
④ 産業		5	3	8
⑤ 国土保全・交通		4	3	7
⑥ 横断的分野		1	4	5
合計		19	19	38

38の重点施策を予定
(ソフト19・ハード19)

10 計画との進捗と進行管理

(1) 計画の進捗管理

「第2次遠野市総合計画」及び「遠野スタイル 創造・発展総合戦略」と同様に、本計画で設定した重要業績指標（KPI）について、P D C Aサイクルにより、年度ごとに進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、外部意見※を踏まえて、必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映する。

※ 総合防災会議（例年8月開催）への提案を予定

(2) 計画の見直し

本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、第2次遠野市総合計画に変更が生じた場合、また、国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行う。